

平成28年1月18日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について
(2) 議案第94号魚沼市役所の位置を定める条例の制定について
(3) その他

- 2 調査の経過 1月18日委員会を開催し、上記事件について協議した。
執行部から庁舎再編基本計画について、新庁舎建設基本設計及び実施設計者選定に関する公募型プロポーザル実施要項について、都市計画（用途変更）の決定手続きについて及び魚沼市新庁舎建設事業スケジュール（案）について説明を受け、質疑を行った。
また、継続審査中の付託案件の審査を行った。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

2 審査事件

(2) 議案第 94 号魚沼市役所の位置を定める条例の制定について

3 調査事件

(3) その他

4 日 時 平成28年 1 月18日 午後 1 時30分

5 場 所 広神庁舎 3 階 議場

6 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、星野武男、高野甲子雄、星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、森山英敏、(浅井守雄)

7 欠席委員 佐藤 肇

8 説明員 大平市長、小幡副市長、酒井企画政策課長、桜井土木課長、星会計課長、角家総務課長、堀沢財政課長、桜井税務課長、佐藤市民課長、青木北部振興事務所長、青木福祉課長、金澤健康課長、羽鳥環境課長、星農林課長、大淵商工観光課長、滝沢ガス水道局長、栂沢消防本部消防長

9 書記 小幡議会事務局長、桜井議会事務局次長、中川主任

10 経 過

開 会 (13 : 29)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を再開します。今まで幾度か皆さんから質疑等いただいております。きょうは質疑において、重複にならないよう留意いただきたいと思います。

(1) 庁舎再編整備について

星委員長 日程第 1、庁舎再編整備についてを議題とします。本件については、継続審査と

なっている議案第 94 号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定について、引き続き日程第 2 で審査いたしますが、その前段として庁舎再編の基本計画等について、事務調査をするものでありますので、そのようにお願いします。まず、執行部から資料が提出されておりますので、説明を求めます。

酒井企画政策課長 きょうお配りしました資料について説明させていただきます。(資料 1 「魚沼市庁舎再編基本計画」、資料 2 「魚沼市新庁舎建設基本設計及び実施設計者選定に関する公募型プロポーザル実施要項」により説明) 次に、資料 3、都市計画(用途変更)の決定手続きについては土木課長が説明します。

桜井土木課長 それでは資料 3 の都市計画(用途変更)の決定手続きについて、今回の用途変更に係る予定スケジュールを説明します。(資料 3 「都市計画(用途変更)の決定手続き」により説明) なお、おおむね全体として 1 年程度かかるものと思っています。

酒井企画政策課長 (資料 4 「魚沼市新庁舎建設事業スケジュール(案)」により説明)

星委員長 ただいま、説明のあったことについて、順次、質疑を行います。質疑は公募型プロポーザル、用途変更手続き、今後のスケジュール、それ以外の事項にわけて行います。それではまず、庁舎の建設設計に関する公募型プロポーザルについて、質疑はありませんか。

渡辺委員 ただいまの説明ですと、最終的な決定に至っては公開にはしないということなんですけれども、そのところの公平性ですとか、そういったところの担保についてはどのようにお考えでしょうか。

酒井企画政策課長 決定のところは非公開ですが、その経過等含めてホームページ等で公開することにしています。

渡辺委員 点数等で最終的にはどのようなようになったというようなどころについては、公開するような考えはありますか。

酒井企画政策課長 具体的な点数方法等については、これから煮詰めていく段階ですので、今はっきり申し上げることができません。ただ、どういう経過で決定したかを含めて公表、説明させていただくことにしています。

遠藤委員 プロポーザルの実施要項の業務概要ということで、市民ワークショップ等の企画・運営等も業務内容に入っておりますが、基本設計のこのスケジュールの中でどの辺でこのワークショップが行われていくのか。

酒井企画政策課長 このプロポーザルの中で場所は設定しません。全体のスケジュールの中でありましたように、基本設計をつくる際の途中、6 月から 9 月ごろを今のところ予定しています。

岡部委員 2 ページ目のところの所在地なんですけども、新潟県魚沼市小出島 910 番地ほかと書いてあるんですけども、このほかというのはどういう意味をあらわしているのか説明していただきたい。

酒井企画政策課長 建物の位置についてはまだ決まっておりません。910 番地もありますし、ほかの番地もありますので、代表して 910 番地とし、910 番地ほかとしたものです。

岡部委員 今現在その庁舎の位置について、910 番地で条例制定しようとしているところに、まだ位置が決まってない、まだ番地が決まってないというのはちょっとおかしな話だと思うんですけども、その辺の説明だけよくわかるようにお願いします。

酒井企画政策課長 候補地については条例制定の提案をしておりますが、候補地全体については市有地、電源開発の一部ということで説明してきました。それを含めた中で、910番地ほかという表現にさせていただきました。

岡部委員 今、条例で位置をとということで、910番地に建てたいということで提案してるわけですね。その番地が調べてみると実際ないんですね、910番地というのが。そのほか910番地ほかの枝番がいくつかあるんですけど、今後それを合筆するということになると、一番若い番地のところにもっていくとすると910番地の5、もしくは2とか3とかあるんですけど。910番にはいかないというのが、土地家屋調査士との意見交換の中でそういう話でした。そうしてるにもかかわらず、そこがはっきりしないで、ほかとか、それ以外に番地がもしかかわるようであれば、今回の条例提案を撤回して新しく決まってから皆さんに、市民にわかりやすいような形で提案するのが筋じゃないかなと思うんですけど、その辺の整合性について聞かせてください。

星委員長 その件は日程第2で行います。

関矢委員 今のに関連しますけども、2ページの910番地ほかとなっておりますけども、これは更正図かなんかつける予定なんですか。

酒井企画政策課長 設計業者に位置を示さないといけないと思いますので、つけさせていただきます。

関矢委員 しっかりとこの更正図をつけないと、今言う910番地というのは910の1というのがあるわけですよ。誤解を招きます。ここは民有地ですから。その辺はしっかり公告出すときに図面を示し、またそうでなければ地番をかえるとか、そういう形をとらないと誤解を招くかと思いますがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 位置についてきちんとお知らせし、応募していただくようにします。

大屋委員 概算工事費約50億円となっておりますが、これは最高限度額と考えていいのかどうか。今後、建設資材等の高騰により設計段階で事業の見直しを行う可能性があるというふうに書いてありますが、これは最高限度額ということではなくて、これを読むともうちょっと高止まりになるというふうに理解していいのかどうか。

酒井企画政策課長 概算ということで作成してあります。これから、ここに記載の資材等高騰の関係で事業費が上がるかもしれません。概算事業費ということで、限度額ということではありません。

大屋委員 市民の中には、そんな50億円もかける必要ないと、20億あるいは30億ぐらいでつくるべきではないかという意見もありますが、この50億円を下回るような形、市民も入れた中でいろいろな意見があって、そういうものの変更というのはできるのか、できないのか。

酒井企画政策課長 設計業者から設計していただく段階で、先ほど申しあげました市民の意見を聞くワークショップ等があります。そこで、示しながら検討していくということになります。

大屋委員 市民の意見でそういうことでいえば、もうちょっと工事費をおさえてくれという意見が多い場合は、そういう形で設計ができるかと理解してよろしいですか。

酒井企画政策課長 そこまで明言はできませんけども、一緒に考えていくということです。

関矢委員 業務概要の中で、業務内容で工事監理業務は含まないというふうに明記されてい

ます。先般の井口小学校でしたか、斎場でしたか、忘れましてけども、工事監理業務を随意契約したことによってかなり議論が出たわけですけども、その辺、随意契約するのであれば、この公示のときにもう監理業務は随意契約しますとか、その辺は明記できないのか。それとも、完全にこれを入札でやるのか。その辺はどうでしょうか。

酒井企画政策課長 一般的には随意契約に進むことになると思いますけども、それについては検討します。

関矢委員 一般的に随意契約であるならば、その設計屋が一般的な常識がわかるのかわかりませんが、やはり明記されたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 ご意見としてお聞かせいただきました。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)次に、都市計画用途変更の決定手続きについて、質疑はありませんか。

関矢委員 先ほど土木課長から、準工業地域になる場合には広域的な影響を与える可能性があるのですが、市町村の決定都市計画に関する事前調整の中で各自治体に協議がいるということですけども、この中で、ここまでに位置条例が決定をしていないとできないという県からの話があったと、それは法律等々で決まってるわけですか。

桜井土木課長 法律等で決まっているわけではありません。基本計画にもありますとおり、候補地が5カ所あり、そのうち3ヶ所については第二種中高層住居専用地域ということで、ここには先ほど申し上げたとおり用途の変更等が必要になります。魚沼市で、指定されている用途の色で3,000平米を超える事務所が建てられる用途の色は、近隣商業地域と商業地域、準工業地域、工業地域と4つあります。そのうち工業地域を除く3つの色にする場合には、全県への広域調整が必要になると県から指導を受けています。位置が決まっていないということになりますと、県としては、別の場所でもう一度広域調整が必要になる場合も当然考えられますので、そういったことを考え合わせた上で、今回については位置を決めてほしいという話をされております。

関矢委員 今、位置の条例が提案されて継続審査になってると、これを県の側も議会側で建設地に異論があるのか、または、建設に反対だからというような考えからこういうことを言われたんだと思うんですけども、この都市計画の用途変更の決定は市ですよ。大平市長ですよ。県とは協議だけなんですよ。ですから、しっかりと説明できれば位置条例が決まらなくてもできると私は確信できると思うんですけども、その辺はいかがですか。

桜井土木課長 これまでの間、県の都市政策課と何度か打ち合わせしている中で発言ということで、私どもについてはこれを守ってできないだろうかと思っています。

関矢委員 再度確認しますけれども、位置条例が決まらなければならないのか、できるのか。

桜井土木課長 我々が県から指導を受けている部分では、位置条例を決めたら広域調整をしますと言われております。

大平(恭)委員 地元等の意向把握ということで載っていますが、これは素案の作成に係るもので、一部には説明会で何も聞いていないという方がいたかと思いますが、地元の意向を把握というのはだいぶ異論も出るのではないかなと。建物が建物ですから。そういう部分について、柔軟に対応していく考えがあるのか。

桜井土木課長 今回用途変更を考えている区域は、基本的には民地については電源開発さんの敷地を少し入れる場合はありますが、それを除いてほかの方の土地については、なるべ

く入れないような形で設定をしたいと考えています。そういった部分で申し上げると、現時点ではここを準工業地域にするためには、地元の意向として了解をもらえるような説明をさせていただくということでもあります。

大平(恭)委員 地元というのはどの辺を指して言われてるのか。

桜井土木課長 隣接する小出稲荷町を中心に考えています。

渡辺委員 重ならないようにということですので、できるだけ重ならないように質疑をさせていただきたいと思います。先ほど関矢委員のほうから、土木課長のほうで位置条例が決まっていることを前提とするというような話の中で、そうではないのではないかとというような質問がありました。その中でまずは法令がないということであったとしても、おそらく要綱、あるいはそれなりの指導指針といったものが必要であるのではないのかなと思いますが、そのあたりで条例、そして要綱等でこのところの位置条例が決定してなければいけないという説明に当たるものを提出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

桜井土木課長 今回の広域調整については、県の要領に基づいて行うこととなります。その要領の中に、特に先ほど申し上げたような条件についての記載はありません。先ほど申し上げたように、候補地5カ所のうち3カ所については用途変更が必要であるということ。魚沼市で建てられる用途の色、現在指定されてる用途の色については4つのどれかにするなどが必要で、そのうち用途の3つについては広域調整が必要になる。県として、議案の議決なく広域調整して、さらにまた位置が変わった場合に、また広域調整をしなければならなくなり、時間等々かかりますので、今回については、議決が必要という条件を出されたのかなと思っています。

渡辺委員 そうしますと、その後に変更等がないということであればいいわけですので、位置の条例ではなく、それ以外のここで必ず建っていくんだ、ここが建設候補地として間違いないんだと、建設する場所であるということがわかるような決定なりを県にきちんと示せるのであればよろしいということになりますでしょうか。

小幡副市長 今ほどの質問は、議会でどういう意思決定をするかという話でありますので、執行部がお答えするのは適当ではないと考えます。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 次に、今後のスケジュールについて、質疑はありませんか。

関矢委員 1番最初に日程について質疑しようと思ったんですけども止められましたので、今ここで伺いますけども、この日程第2に付託案件が載っております。委員長にちょっとお聞きしたいんですけども、我々に案内が来た中では付託案件の予定がなかったんですけども、急遽きょう議席に着きましたら付託案件が載りました、この辺は、大事な付託案件をやるのであれば、事前に委員にはやっぱり周知をお願いしたいと思いますが、その辺はいかがですか。

星委員長 議案第94号、これは継続審査になっております。当然、委員会を開催すれば、それは継続審査の審査をするということで理解いただきたいと思います。

関矢委員 案内になかったことを理解すればいいんだと思いますけども、今後こういうことは委員会運営の中でも、議運の中でもしっかりと議論していただきたいと思います。そこはそことしておきまして、今、スケジュールの中で質疑する中で、この日程第2がある

と、そっちでしたほうがいいのか、付託案件の中に入るとまた非常に難しいのではないかなと思うんですけども、きょうの付託案件は採決までもっていくつもりですか。

星委員長 採決は皆さん次第だと思いますし、委員会の運営については委員長にお任せいただきたいと思います。

関矢委員 日程第2にありますけども、スケジュールの中で伺いますが、今、位置条例が出されておりますが、先ほど岡部委員のほうから910は今の予定されてる候補地の中にないと、今後それを合筆をしてつくるといような話しですけども、それはこのスケジュールの中でいきますと、どこでできるのか。

酒井企画政策課長 用途変更、それから開発行為の手続きの関係につきましても、筆ごとの資料が必要になりますので、合筆はそれ以前にできるよう進めようと、ここに表示ありませんが、そう考えています。

関矢委員 そうすると、用途変更と並行したぐらいに合筆の作業も進めるということか。

酒井企画政策課長 手続きについては、土木課と調整しながら進めていきたいと思っています。

関矢委員 そうしますと、合筆をする筆はどこまでを一筆に合筆をするのか。説明できますか、今。

酒井企画政策課長 基本的には市有地のあるところについては、一本にしたいと考えていますが、すぐにどうのということまではしていません。これから考え、順次進めていきたいと思っています。

関矢委員 そうしますと、市有地といいますとあの公園の一体全部市有地ですけども、ここ全体で合筆をすることを考えてるということか。

酒井企画政策課長 いくつまでするか検討したいと思っていますが、なるべく少ない筆数にしたいと思っています。

関矢委員 不動産登記法の中に、大字、小字が違えば合筆ができません。登記上の地目が違えば合筆できません。当然所有者が違えば合筆できません。これは法律で定められています。そういう中で、この合筆を進めるということですけども、合筆するためにはどういう手段があるか、おわかりですか。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (14:12)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (14:12)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

桜井土木課長 今ほどお話がありました部分、市道の袖八大塚線の関連が出てまいります。袖八大塚線の中には、法定外公共物が市の名義にまだ表示登記していない部分があります。それをまず法線の決定をしながら表示登記をし、それに伴って当然測量が入ってくるということになります。現況の筆の中で、庁舎用地にする部分については、小字が違ったりし

ているところは別にして分筆をして、一つにしたい部分について分筆図をつくって法務局に提出をするということで考えています。

関矢委員 合筆の中で小字が違えば合筆できない。これは法律で決まっています。私、先般、副市長からこの図面をいただきました。この中で、副市長から説明いただきましたけども、小字の入ってる中の赤い線から下はこれは市有地ですから、ここを合筆したいんだという話ですけども、この考えでお間違えないのかな。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (14:14)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (14:15)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

関矢委員 この図面の中でいうと一連の土地ですけども、この中で平らにしてこれから庁舎を建てようとする候補地、駐車場等入れた中ではそれを合筆すると910番地の5というのを起こす予定だと思っんですけども、それは今の全体を考えるとおきないですよ。その辺はおわかりになってますか。

酒井企画政策課長 おっしゃるとおり、字が違ったり、地目が違えば合筆できないことは承知しています。順番としましては、宅地関係をまとめていく、実際に工事を始めて現況になったら合筆するという方法も聞いておりますので、今すぐに全部合筆するというのではございません。順次やっていきたいと考えています。

関矢委員 今ほど言ったように字が違えばできないのわかります。ですが、この中は調査をしたら字は一緒です。だからそこは問題ないんですが、この中で合筆をすると一番若い番号が、今計画をしている中で宅地化をしたときには一番若い番号がおきるんですよ。そうしますと800番台があるんですよ。910番台じゃなくて、800番台になってしまう。これをただ、今、皆さんのほうで合筆を考えているんですけども、今、この場ですぐ登記簿上で合筆ができるとお考えですか。

酒井企画政策課長 合筆については、登記法に基づいて進めていきます。それについては、910番地は真ん中にありますし、910の5はずれてますけども、真ん中には910の9もありますので、そこを含めた中でやっていきたいと思っています。

関矢委員 先ほどの答弁の中で、まだこのエリアの中で、この候補地の中で建てる位置が決まってない、設計屋が決まらなと建てる位置が決まっていけない中で、910の5を起こすわけですけども、この中で910にするにはこの一連を910の5番地に合筆登記をしないとおきないわけですよ。そうしますと、今、登記簿上は地目が宅地、公衆用道路、用悪水路、いろんなものが入ってるわけですよ。これを全部現況を宅地だったら宅地に直して、現況を直さなければ合筆登記はできないんですよ。これはご存じですよ。

桜井土木課長 先ほどからお話が出てる910の5は、公衆用道路、今、市道敷になってます。ですので、先ほど申し上げた袖八大塚線を含めて、この中の市道をどういうふうな格

好にするか。今はグラウンドの両側に市道がある状況ですので、それを整理するのか。おっしゃられるように、それで合筆するのか。市道を両側につけるような格好で計画をつくるのか、そういったことでまた合筆の仕方も変わってくるかと思えます。そういった部分を新年度詰めていく中で、またご相談させていただければと思います。

関矢委員　　そうしますと、今言ってるように910番地を起こすための合筆をやるわけですよ。執行部が考えてるのは。そうですね。合筆をするには、ここを一度開発をしないと合筆ができないんですよ。地目をあわせるということは。一度現況をそのようにしないと法務局は認めません、合筆を。そうすると、このスケジュールの中に、その手段が一回入るのかどうか、そこを私は聞きたいんですよ。

桜井土木課長　　繰り返しになって申し訳ありません。道路の計画をどうするか、まずはそれが出てこようかと思えます。必要な道路部分については、当然行政財産ですので用地が今の幅の中で不要な部分が出てくれば分筆をし、市道認定を変えて分筆をしていく。それから分筆した部分の構造物を剥ぐ等して、必要に応じて庁舎敷地につかうとすれば合筆をしていくということになるかと思えます。

関矢委員　　そうすると、土木課長、まずこの市道を計画で法線変更して市道整備を先にやるということですか。開発行為で同時にやるのではなくて。

桜井土木課長　　開発行為の中で行いたいと思っています。法務局の意見として、先ほど関矢委員がおっしゃられたように宅地化されてなければ合筆ができないということであれば、その辺はご相談をしなければならぬかなという気がします。

関矢委員　　そうなんです。無駄をやらなければ、都市計画に用途変更をして、先ほどスケジュールにもありましたように開発行為をやって、そして工事に入るわけなんです。建築工事に、建築確認許可をとって。開発行為をやる時には、土木課長プロですからわかるとは思いますが、どのような形の開発をやるのか、しっかりとした計画図面、計画書等々が出なきゃだめですよ。どうですか。

桜井土木課長　　おっしゃられるとおりです。ただ、今回については工区分けをしなければならぬかと思っています。

関矢委員　　しっかりとした開発行為、これだけの面積1万4,000平米全部をつかうわけではないでしょうけども、これだけの開発行為やるにはしっかりと計画、ここは庁舎を建てるという開発行為ですから庁舎の建てる位置、どこに駐車場をつくる、どこに緑地帯を設ける、どこに水路を設ける、そういう計画がしっかりいるわけですよ。そして、そのとき初めて庁舎の位置というのが決まると私は思うんですよ。ですから、今ここで条例の位置を定めるのではなくて、しっかりと計画が定まった中でやれば、私は合筆などという余計な手間をかける必要もないと、そう考えてます。その辺についてはどうですか。

酒井企画政策課長　　先ほど申し上げましたが、その開発行為、その前の用途変更についても、資料をつくる段階では筆毎の資料が必要だと聞いています。そうすると今かなりの筆数が、そこにはあります。できるだけ筆数を減らして作業を進めるように、筆数が少ないほうが間違いが出にくいと聞いておりますので、そういう意味で合筆を進めたいと考えています。

関矢委員　　なぜ、わざわざ手間のかかる合筆をしてまで、庁舎の位置をそれにしなければならぬのか。これは、元を返せば庁舎の位置がこの範囲の中でどこに建てるかが決まっていなくて、庁舎の位置の条例を出すための苦肉の策じゃないんですか。

星委員長　これは日程第2で行います。

岡部委員　スケジュールの中で、28年度4月から28年度中に基本設計ができるわけですが、そういう中で一番上に市民説明会、28年12月くらいにパブリックコメントとか書いてあるんですけども、なかなか今現在でも市民の説明不足とか、そういうのがささやかれてるわけなんですけれども、基本設計を1年かけてやる中で、できあがってからやるのか、どの時点でどういうふうに市民説明して理解いただいた中でそれを反映していくのか。その辺のスケジュールについてお聞かせください。

酒井企画政策課長　基本設計がおおむねの段階になったところで、市民説明会を今のところはすると考えています。そこでは当然決定ではありませんので、意見を聞きながら反映できるところは反映するかもしれません。きちんと話をしていきたいと思っています。ただ、ここにはおおむねのスケジュールということですので、進めていく中で日程はお知らせしていきたいと思っています。

岡部委員　パブリックコメント等についても、出してもそれがなかなか反映されないというような事例が多いと聞いてるんですけども、今回も市民からそういう出たときの対応をきちんと、ホームページだけじゃなくって、その辺どのように対応するのか。それから市民説明会は1カ所なのか、各旧町村6カ所でやるのか。

酒井企画政策課長　パブリックコメントについては、これまでもきちんとお答えしてきましたし、回答についてはホームページに掲載してあります。市報では多くなれば当然いっぱい掲載できませんので、可能な限り見える形にしたいと思っています。市民説明会については、今現在何箇所で行うかというところまで検討していません。これから設計業者を含めた中で、考えて事前にお知らせしたいと思っています。

渡辺委員　ただいまのスケジュールの中の説明ですと、市民への説明ということになってくるかと思うんですけども、市民の中にはこんなに大切な庁舎のことですので一緒に検討したり、自分たちの意見が反映されるということを希望している方が多くいらっしゃるというふうに思っています。このプロポーザルの中には、市民ワークショップ等の企画もこの公募型で決まる設計業者をお願いすることになってるかと思うんですが、その中で市民検討会をつくるよりは市として庁舎建設の市民検討委員会というようなものをつくらせていただきたいというような声も上がってきているんですけども、それらについては、今ここにはなにも書いてありませんけども、市としてはどのようにお考えでしょうか。

酒井企画政策課長　先ほど申しあげましたように、ワークショップ形式を今のところ考えています。そういったところで大勢の市民の方から意見をお聞きしたいということでありませう。市民検討委員会を立ち上げる予定は、今のところありません。

渡辺委員　やはりそうなりますと、市民の皆さんはなかなか一方通行の説明だけを受けているというような印象を持ちかねないのではないかなというような気がしています。ワークショップの企画運営は設計業者に任せるとのことなんですけども、その中でどうやって広く住民の意見等取り入れていくかというような手法について、そのところを例えば市長なりからこのような形でというようなことを依頼するようなことというのは今後お考えでしょうか。

酒井企画政策課長　内容については、設計業者の提案と市の提案をあわせる中で一緒に考えて進めていきたいと思っておりますので、具体的にはこれからの話になります。

渡辺委員 住民のほうから市民検討委員会なるものを立ち上げていただきたいというよう
な形で、まちづくり委員会ですとか、あるいはいろんなところからそのような声が今後上
がってきたときにどうしますか。

酒井企画政策課長 先ほどから申し上げておりますけども、基本的にはワークショップ等を
開催しますので、そちらへおいでいただき意見を頂戴したいという話をさせていただきます。

大平(恭)委員 ワorkshopをやると。それで3ヶ月くらいやる予定で、これは複数回や
ると思うんですが、1回とか、あるいは初めて来た方にその場で意見をと言ってもなかなか
出ない、継続的にやらないと意見というのはまとまらないと私は思うんですけども、
開催の要綱というのが今決まってないということをおっしゃってますが、これはいつごろ
方向を出して、そして具体的にどのような市民への周知と、それからあるいは集まってい
ただく方の選定のような形はとるのかどうか。

酒井企画政策課長 ワorkshopの考え方ですけども、今のところは例えばという話です。
設計業者からいい提案があるかもしれませんので、そちらを見ながら進めていきたいと思
っています。回数については複数回を考えています。詳細はこれからの打ち合わせの中で
詰めていきたいと思っておりますので、お示しできるのは4月以降ある程度目安がたってからに
なります。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (14:32)

再 開 (14:42)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。ただいまのこと以外で質疑はありませんか。

大屋委員 それ以外ですので、庁舎再編整備にかかわる問題としまして当局のほうは28年
度中に現庁舎の利用方法等を検討するというふうに表明しているわけではありますが、その
利用方法を定める手法、私としては庁舎のある旧町村ごとの地元の方を入れて十分に協議
してもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

酒井企画政策課長 平成27年度中に準備しまして28年度から入るようにしています。その
中には、前から言っております地元の関係の方、地区の関係等を含めた中で検討していく
ことにかわりありませんので、よろしく申し上げます。

大屋委員 もう一つなんですが、今、人口減少の問題というのは全国で言われていますが、
新しい庁舎をつくることによって、周りの庁舎が逆にいうと機能がなくなるというふうにな
ると周辺部から人口減少が加速化される、あるいは耕作放棄地といったものがどんどん
ふえるという状況がこの10年間でもあったわけです。そういう点では、守門庁舎は支所
化するというふうになっておりますが、入広瀬や堀之内、そのほかの庁舎も支所化の検討
が必要と考えますが、いかがでしょうか。

大平市長 既存の庁舎の利用につきましては、前回の特別委員会でもある程度お話しさせて
いただきましたが、これから残る予定のところについて、北部振興事務所は支所化したい
ということで、庁舎再編一本化のときから話をさせていただいております。ほかのところ

も全て支所化するとなると、人員配置それから予算の問題がありますので、そこまで今の魚沼市の計画の中では非常に厳しいと思います。ほかの方法でできる限り庁舎利用を有効にしていきたいと考えております。

大屋委員　　今、国もそういう点では合併が新潟県が一番進んでいると思うんですが、そうした中で広域化、大きな自治体になり、支所に対して年間で1億5,000万でしたか、地方交付税を算入するという事までやっております。というのはなぜかという、やはり広域化、広くなればなるほど1つの自治体で周辺部の住民の生活を守れないということもあり、支所化に対して助成として交付税算入をするという政策も始まってきていますので、そういったものも活用しながら、その地域で核となるのはやはり私は庁舎であり、学校であり、保育所など、生活ができる基盤を持っていなければ、そこでは生活できないというふうに考えますが、そういう点ではいかがですか。

大平市長　　今の考え方でいきますと、少し分庁舎方式っぽいところも出てくると思うんですが、支所化したときに交付税の話がありましたが、魚沼市の場合、旧町村ごとに支所化した場合、そこまでの機能を持たせることをしなくても、新庁舎をつくる、そしてまた北部振興事務所を支所にする、この中であとはそれぞれ地域での身近な窓口としての機能を残していく、あるいはこれから手続上ではコンビニだとかいろんな民間のところも考えながら検討していく必要があるかと思っております。おっしゃるとおり魚沼市は地理的に大変広いところでもあります、ただ今の一本化をすること、そしてまた職員の人数も大分削減しております。これからどうやって配置するかという今後の問題になりますので、これからの検討とさせていただきたいと思っております。

大屋委員　　残念ながら入広瀬にコンビニはありません。あっても広神、守門もない。これから窓口サービスがマイナンバー制度によってコンビニでも受けられるとしても、守門、入広瀬、あるいは湯之谷の奥とか堀之内の奥とか、そういったところは受けられない、これが現状でありまして、やはり本庁舎をつくれればもう全て人口減少あるいは生活が向上するというふうには私は考えておりません。やはりこれだけ広大な地域ですので、その核となるところをしっかりと支所化、職員も配置する、予算もつける、そういった中でその地域で住民と協力し合って地域を守っていくという体制を、早めに体制づくりをやるべきではないかと考えますが、その点いかがですか。

大平市長　　議員は、合併からずっと議会におられる方ですので、魚沼市は合併してから人員削減に努力させていただきました。今ある人数よりもまだ減ります。それを支所化することは、それぞれに人員配置が必要になりますが、それが本当にできるかどうかというところは一番ご存じではないかなと思っております。ただ、配置すればいいだけでもありませんし、今、入広瀬の話が出ましたけど、入広瀬はコンビニはありませんが郵便局もあります。そういったいろいろな機関を使いながらサービスをやっていくという方法もあるかと思っております。そういったことを今後検討させていただきたいということで話をさせていただきました。

大屋委員　　これは見解の差だと思います。そういう点では、新庁舎をつくることによって病院も含めて中心部に集まってくると。今、診療所のお医者さんもないような状況でしょう。そういったものがだんだん周辺部からなくなってくるわけですよ。その手当てをしないで新庁舎、新庁舎ということはいかがなものかというふうに思います。意見です。

大平(恭)委員　今の既存の庁舎の利用についてなんですけど、先ほど各地域の方と一緒に協議をするという旨のお話があって、そういう場でこそ検討会議を開いて住民と職員と一緒にこの地域をどうするのかというあたりを今こそやるべきだと私は考えているんですけど、そういう意味で、ただ定員適正化計画で本庁ができたときに粛々と計画に基づいて、あるいはそれ以上に職員を減らしていくというのは、私はそれはやっぱり行うべきではないと思いますし、また、そういう一番大事な問題のときに職員が汗を流して住民と一緒に検討する場が私は必要だと思うんですけども、そこら辺の検討は考えておりますでしょうか。ただ1回だけでなく、必要に応じて練り上げる作業が必要ではないか。大事な問題ですので、お考えがありましたら。

星委員長　一般質問化しておりますので、質疑に徹していただきたいと思います。

大平(恭)委員　既存の庁舎で、先ほどどう扱い、どう利用するか、今後の検討を地元と一緒に話をするような旨の発言があったんですけど、そのことについてただの説明だとかという場ではなくて、一緒にその場で検討することが必要ではないかと私は思うんですけど、その検討はどうかということです。

大平市長　先ほど来、その質問をいただいております、私どもは既存の庁舎については地元の人たちにも参加していただき、どういう方に参加していただくかは今後の検討になりますけれども、その質問に対してはやっていくというお答えをさせていただいております。

星委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件は以上とし、今後の進捗状況にあわせ、引き続き調査等していくこととします。

(2) 議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定について

星委員長　日程第2、議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定についてを議題とします。本件については、前年12月11日及び12月15日に審査をしたところでありますが、継続審査となっているものであります。その後、各委員での検討をいただいたところと思いますので、引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　先ほどに引き続きまた質疑をさせていただきます。今、今後のスケジュールが発表されました。そしてまた設計の公開プロポーザルもこれからやられるということですが、このスケジュールの中で、現況の候補地の中で建てる位置が定まっていないうわけですが、これが定まるのはいつなのか、まずそこをお伺いします。

酒井企画政策課長　基本設計の段階で決定することにします。

関矢委員　そうしますと、基本設計が終わらないと建てる場所は決まらないんですか。

酒井企画政策課長　基本設計が終わるまでではありませんで、基本設計に入ってある程度行ったところで位置を決めないと、それぞれの使い道がありますので早めに決めないといけないと思っております。

関矢委員　今回の設計を選定するプロポーザルの中で、ある程度のレイアウトだとか形だとか位置的なものだとか、そういうものが提案されてきた中で検討されて設計を決めると思うんですけども、そこで決めた位置的なものはさらにまだ変更される可能性があるということですか。

酒井企画政策課長　今回のプロポーザルは設計者を決めるということであり、ある程度

提案はしていただきますけれども、その提案で決まるということではございません。設計者を決めた中で、それを参考にしながら協議して決めていくという形になります。

関矢委員　　そうしますと、基本設計約1年近くかかるかと思うんですけれども、28年度末くらいにならないと、位置というのは決まらないんでしょうか。

酒井企画政策課長　　まだ詳しいことは申し上げられませんが、基本設計に入って早いうちに決める必要があると思っております。

関矢委員　　そうしますと、基本設計である程度建てる場所はまず先に決めると思います。地質調査もそこでやるわけですから。そうってから、私はこの位置条例は提案すれば、先ほど言ったように今、建てる場所が決まっていないエリアの中で、苦勞して910の5番地というものを起こす必要はないんですよ。今まで魚沼市は行政施設を何箇所も建てております。このような作業を行って建てましたか。

小幡副市長　　過去にそういう例があったかどうかは存じ上げておりませんが、基本的にはないものだというふうに思っております。ただ、今回の事務所の位置の提案については、議会の特別議決が必要だということで、それで私どもはまずは議員の皆さんから場所を理解していただくという点で、その後に事務的に粛々と進めていくという方針をとったわけでございます。その点をご理解いただきたいと思っております。

関矢委員　　ここが私と執行部、市長との見解の違いなんですけれども、確かに特別多数議決の3分の2なんです、位置の条例は。私は何回も申し上げたように、それだけ高いハードルがある条例変更なんです、市民の利害に係る。だから議会側としてはしっかりと調査をして、910番地はどこなんだと。図面、更正図を見て判断できる、そういう中でやはり決めなきゃならないんですよ。それをないんじゃないかと言ったら、合筆して、確かに行政庁舎は登記しなくて済みますよ。ここに今、配られたように住居表示ですから枝番を取ってもいいということもありますよ。ただ、そこへ行くまでの910番地の5というものを起こすためには、非常な努力も要るし余計なお金もかかるわけですよ。そんなことまでしてなぜこの条例を急がなければならないのか。だったら基本設計が出てから、位置が決まって底地の地番を出せば、今までと同じような行政施設の事業の推進になるんですよ。あえて余計な金をかけて市民に不安をかけるような条例の提案をするからこのようなことになるんですよ。いかがですか、市長。

大平市長　　住所の件で市民に不安を与えたということではありますが、私は全体としては今、市民の皆さんは市役所ができるのかどうかということだと思います。住所がどうかということではなくて、やはり全体として今こちらが提案したところでできるということ、それが問題だと思いますし、私どもとしても、やはりここを決定していただかないと、正式にはつくるか、つくらないかという話の中で決定していただくことによって、新しい庁舎に着手できるということでもあろうかと思っておりますので、まずは順番としてはこの事務所の位置の決定をお願いしたいということでもあります。

関矢委員　　私どもはね、市民の声を聞いたりした中で、建てることに反対の人もいますよ。大きな声で反対だという人もいます。しかし、私どもが聞いている中では、反対なんだけれども大方の皆さんが庁舎が必要であれば賛成をせざるを得ないな、そういう声も大きくなってきました。しかしながら、私どもに問いかけてくるのが、どのような形の庁舎ができるのか、どんなお金がかかるのか、それすらもはっきりしない中で議会はそれを決める

のか、そういう問いかけが多いわけですよ。ですから私どもは、そこを決めるまでには候補地を決めなければ基本設計ができないから候補地を決めましょう、そして調査設計の予算もつけましょう、そこまで我々議会はしてきたわけですよ。それがはっきり出てから建てる場所が決まって、底地の地番を位置条例に設定すれば、私は問題ないと思うんですよ。そこまでしっかりと住民合意を得るように執行部が努力して、このような形です、これだけのお金がかかります、合併特例債はこれだけ使いますよと。やはりそこは執行部の住民に対する、市民協働でつくるまちづくり、やはり基本ですよ。いかがですか、市長。

星委員長　市長は、撤回しないと発言されております。執行機関との見解の相違で、今ほどの発言については堂々めぐりになっております。この辺に留意をいただきながら発言をお願いしたいと思います。

関矢委員　質疑をかえしますけれども、先ほど言ったこの地番を起こして、今、用途変更をやらなければ開発行為はできません。開発行為をやるのには、目的は庁舎を建てるためですから、庁舎が建てられるかどうかの用途にかわっていなければ開発行為の許可が出ないです。開発行為の許可が出なければ建築確認もとれません。とれたとして、それから工事をやって、開発行為が終わり、建築が終わって、全部検査が終わってから合筆ができるんですよ。この地番が起きるのは平成 32 年以降ですよ。わかりますか、それは。その辺認識されていますか。

酒井企画政策課長　私が先ほど申し上げました、合筆をするに当たって地目がおっしゃるとおり違っていれればできないということはわかっております。そうしますと、確かに 910 の 5 は公衆用道路で別になっていますけれども、一番大きい部分の宅地については 910 の 9 という番地がございます。そういうところから、一番広いところになりますので、そこをまずやっていく上で進めていけば問題ないと思いますし、最終的には全部終わった段階で現状の地目になりますので、それに合わせた中で変更をやって合筆すれば 1 本の土地になるというふうに考えています。

関矢委員　確かに 910 の 9 は広い土地ですけれども、これに合わせて周りを合筆するには地目変更が要るんですよ。地目調べましたか。公衆用道路、用悪水路、これを全部つけかえて合筆する場所を全部宅地に直さなければ合筆ができないんですよ。それを先にやろうとすれば、余計な金をかけて開発行為を 1 回とらなきゃならない。それが終わってから合筆をして、またさらに大きな駐車場か何かをつくる全体のエリアをまた開発行為をやるんですか。そんな 2 回もやるの。

酒井企画政策課長　最終的には全部できないと合筆はできないのはわかっております。宅地については、真ん中の公園の部分が一番大きな部分を占めております。それが 10 筆近くあると思います。その真ん中が 910 の 9 だと思います。そこを合筆して 910 の 9 という形で進めていけば、その分この数が減りますし、残りのところも同じような考えでそれぞれの合筆をやる中で進めていくと。最終的には委員がおっしゃったように 2 段階の方式になる形になります。

関矢委員　最後にしますけど、よく調べてみてください。宅地が真ん中にいっぱいある中に水路も走っているんですよ。ここは元が田んぼの地域でそのまま残っていますから、水路が何本も残っている。それを全部現況を宅地にしなければ合筆できないんです。そこだけはもう一度確認してみてください。

酒井企画政策課長 意見としてお聞きし確認させていただきます。

高野委員 この関係について、議案第 94 号が継続審査になった理由は、市民の意見をもう少し聞かなければならないということだったというふうに私は思っております。私も市民の意見を聞かせていただきました。私のほうに言ってきたり、聞いたのは、魚沼市議会は何をやっているのかという意見であります。新聞報道もされました。市民の皆さんからもそうです。一番心配しているのは、合併特例債が使えなくなるのではないかとということがあります。したがって、早く位置を決めて具体的に進めていただきたいということですが、市長にもそういう話は出ていますでしょうか。継続審査になってからの話です。

大平市長 同じように心配されている方々はおります。

岡部委員 今いろいろと位置の合筆の問題とか出ていますけれども、大体位置はあの辺でいいんですけども、開発行為を 2 回、3 回とかやってですよ、地番かえる、そういう手続が必要だとはわかりますけれども、市民が望んでいるのはそういうことについてもあまり余分なお金はかけては困ると。ですから、そういう中で一番お金がかからないでこのことがスムーズに行く方法、これは考えていらっしゃいますか。

星委員長 岡部委員、具体的にお願いします。

岡部委員 合筆とかそういうのしないで開発行為とかそういうのをもう少し後にして、それで全部決まってから位置の問題を提案したりとか、あるいは二度三度と同じような開発行為をするんじゃないじゃなくて、基本計画がしっかりできてからやれば、その分だけ余分なお金がかからないわけですよ。今いろんなこういう問題が前後していろいろ出てきていますけれども、そういうことをもう一度よく整理した中で、この時点でいろんなことを解決する中で一番お金がかからないで合法的な方法というのはどういうことかということを経験して進めようとしていることを考えているのかどうか、その辺聞かせてください。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15 : 11)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15 : 12)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

小幡副市長 私どもは、最善の方法だということで条例提案をしております。今ほど指摘のあった点については、それらも織り込み済みで提案したということをご理解いただきたいと思います。

岡部委員 今、位置の問題出ているんですけど、もう全然今までいろんなことを質問とか意見として出ているわけですけど、それを取り入れないで今の現状のまま突き進みたいと、こういうふうな考え方なんでしょうか。

星委員長 市長は撤回しないと何回も何回もお答えしておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

大平(栄)委員 これは、場所の表示を決めるということでしょう。そうすると、910 の 5 だ

けれども、それを910にすると。ということは法律上何ともないと。そうなると、とにかく位置を決めればさっきいろいろと話があったけれども、おのずから2回、3回しないでかえって簡単に私はできると思うんですが、執行部どうでしょうか。

星委員長　　今の質疑は、位置を決めればスムーズに進むということですか。(はい)

酒井企画政策課長　　おっしゃるとおりで、決めていただいたほうがスムーズに進むし、事務も早く進みますのでよろしくをお願いします。

大平(栄)委員　　そうすると、法律上問題ないということだから、手続でちょっと皆さんが心配しているところもありますけれども、位置を決めてもらえば早くできるし、心配がないように2回、3回でやらないで1回でもって合筆とかできると、そういうことですか。

酒井企画政策課長　　合筆に関しては、1回にするなら一番最後になりますし、前もって進めていくには2回かかるようになりますので、それは先ほどお話ししたとおりであります。

渡辺委員　　位置の条例を当局はこれを撤回しないということですので、この位置の条例をどうするかということについては、議会のほうに既にさじが投げられていると理解させていただきました。そしてまた、先ほどの私の質問で、位置の条例が決まっていないと用途地域の変更について、県の指導ではできるだけそのようにしてほしいという指導があったことも、位置の条例ではなく候補地としてきちんと議会がどう見ているかということがわかれば、それはまた議会がどう決めるかということだということなので先ほど副市長のほうから答弁いただきましたので、一番910番地というところがどのような意味があるのかというところを今回ちょっと質疑させていただきたいんですけれども、土地家屋調査士等の皆さんに何人かの方に聞かせていただきました。その中で、910番地といった場合には一般的にどこを指しますでしょうかというふうに質問させていただきましたところ、それは910の1番地が恐らく一般的には客観的に見てそこだろうということでした。そうなりますと、皆さんのところにはちょっと更正図がなくて申し訳ないんですけれど、910の1番地というのは、電源開発の民有地であります。そうなると、910の1番地、そこに建ってしまうのかという誤解を与えてしまうというふうに調査士の方からはお話をいただいております。そのあたりについては、市としてはどのように解決しようと思っておりますか。

酒井企画政策課長　　確かに土地の表記については、そのとおりですけれども、住居表示については別に規定はありません。執行部としましては、910番地で表示することは差し支えないと思っております。

渡辺委員　　それは、恐らく実務法制というところの、今ほど資料が配られましたのでそれに沿ってというお考えなんだと思いますけれども、ここに地方公共団体の事務所の位置の表示について、どのように取り扱ったらいいのかという質問の中に、住所表示が実施されていない場合については、事務所の位置の表示はどのようにすべきか、地番は登記上の地番のとおりとすべきか、分筆登記により枝番がある場合には枝番で表示しなければならないのか、住民へのわかりやすさから枝番を表示せず地番のみを表示することでよいかという質問に対しまして、その答えといたしましては、地番については登記上の地番のとおり表示すべきものですが、まずこれが前提です。その次に、枝番の表示については必ず行わなければならないということではありませんというふうに書いてありますが、その後、客観的かつ具体的に事務所の位置を覚知することのできる表示とすればよいものです。先ほど言いましたように910番地といったときに客観的にはどこを指しますかという質疑に対

しては、910 の 1 が大抵はそこになるでしょうと。ただ、そのときに民有地であるその方とどのように協議するのか。そしてまた、お互い土地を持っている双方が、いや、その位置の表示でいいですよと言ったからといって、外から見て、これ客観的、具体的に覚知できるかといったときに、ここには私は疑義があると思うんですけども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょう。

酒井企画政策課長 住居表示については、先ほど申し上げたとおりであります。その周りについては、910 の 1 は電源開発さんの所有になっておりますけれども、事務所については番地も違っておりますし、その辺は明確になっていると思っております。

渡辺委員 そのこのところを私たち議会がどう判断するか、そしてまた、その後、じゃ住民がそれを決めたことをどう判断するかはまた別ではないかと思っております。そして、ちょっと次の質問に移らせていただきますけれども、候補地のところで、私はどこに建ててもいいと思っております。そういった意味では、910 番地を指定するのではなく候補地の中で設計者の皆さん方がいようにつくっていただく方法をやはり考えなければいけないと思いますので、わかりやすさとしては、この候補地のことをもう少し具体的にわかりやすい表示にしたほうがいいのではないかと思いますけれども、その場合 800 番台や 900 番の後ろのほうの番地になっても私は構わないと思うんですけど、このことについては取り下げないということですので、この番地以外のほうにするほうが手続的に簡単でありますので、手続に簡単であるというのはそれと同時に予算的にも簡素にできるということだと思いますので、そのあたりについてはこの候補地の中でどこでも好きなように建てていただくということによろしいでしょうか。

酒井企画政策課長 最初のほうでお話しさせていただきましたけれども、設計業者が決まった段階で、設計に入った中で位置について考えていきたいということですので、この範囲の中でお互いに探していくことになります。

星委員長 渡辺委員、簡潔にお願いします。

渡辺委員 そうしますと、私たちこの特別委員会では、11 月 10 日に北部公園の周辺地域ということで候補地を確認しております。そういった意味で、候補地と位置の条例は私は違うと思いますので、候補地としての公園と周辺の地域ということでプロポーザルなり出していくほうが、私はわかりがいいのではないかと思います。その後、位置が決まってからの位置条例というほうがいいのではないかと思います。これはまた平行線になりますので、このことについては委員会の中でもんでいくもんではないかと思っておりますが、そのことについて、候補地と位置、候補地が決まればよろしいのでしょうか。

小幡副市長 私どもは、候補地としてこの位置の提案をしているとご理解いただきたいと思っております。

渡辺委員 見解の違いなんですけど、候補地を決めることと位置の条例は、私は全く違うと思っております。意見です。

遠藤委員 今回議案第 94 号ということで、もう既に執行部から提案された位置の条例であります。これは、議会とすれば定例会中にこの位置でいいか悪いかという部分を議会として審議し答えを出すべき案件だったと思います。そういった中では、いろいろな議論もある中で継続審査というふうに道が進んだわけですが、審議の中で質疑をお聞きしていても、やっぱりどうしても提案される前の話のような部分がありますので、その辺は整

理して考えていく必要があると思います。そしてこの条例に関連する補正予算が魚沼市議会で通っているという、これは本当に市民から理解されない議決を魚沼市議会がしてしまったのだと私は思っていますので、その説明責任も考えていかなければならない。そういう中で、位置の条例としてこの場所がいいのか、悪いのか、もしだめならだめでも市民に対する議決責任でありますので、手法がいいの悪いの、それを下げてまたさらに提案ということは、この位置の条例を議決するに当たりましては違う角度で話すべき問題であって、条例に関する答えにはならないと思いますので、その辺を整理して進めていただけたらと思います。

関矢委員 1点だけ確認させてください。市民が宅地でも畑でもいいんですけども、家を建てたときに登記をするわけですけども、行政側はその住居表示をどのように指導されているのかお聞かせください。

桜井土木課長 あまりそういう事例に当たったことはありませんが、確認申請が出て私どもにまいります。それは、税務課のほうにも課税の関係もありますので見ていただき、そういう部分で当然建てる土地が例えば用途が何だとか、前面道路がどうかという部分について確認させていただきますので、その際に地番と申請の図書が食い違いがないかという部分についてはきちんと確認させていただきますけれども、違っていたという事例は記憶がございません。

関矢委員 確認申請を出すときに建物の建つ場所の地番、また、周りの駐車場にするとかの地番を出すと思います。建物の位置の平面図が出ますよね。そうしたときに、1階の一番占有面積の多い地番を住居表示するように指導はされているんじゃないですか。

桜井土木課長 おっしゃるような面積が一番大きくかかる部分という話で指導はしておりません。

関矢委員 では、建物が建っているところの地番じゃない地番を、私は建物が建っているところが110番、112番、2つかかっています。私は100番が好きだからうちの土地に100番があるんですけどもこれを使いたいんだけどという申請が通りますか。

桜井土木課長 私の記憶の中ではそういうものも、私どもは経由事務ですので経由させていただきます。

関矢委員 平行線で終わりにしますけれども、家屋調査士が言うと図面を持っていったときには、やはり1階の建築確認のときに使った図面の更正図の地番、建物下の地番を住居表示するように指導を受けているという話です。私もそれが正しいと思います。この書き物もそうだと思います。行政側が指導していることには間違いがないかどうか伺いたいんです。

桜井土木課長 いい事例ということではないと思いますけれども、国道352号、合併しましたので今は魚沼市になりましたけれども、旧小出町の上町から大湯方面に向かっていきますと河岸段丘の上段に道路があります。河岸段丘に沿って家屋がある皆様方の中には、旧小出町に住居登録をされている皆様方と旧湯之谷村に住居登録をされている皆様方がおられました。玄関は湯之谷村なんでしょうけれども、後ろの部分、旧小出町に家屋がかかってあったということで今申し上げたような事例がございました。それについては、特に玄関側じゃなければならぬという県からの指導を受けた記憶はございません。

関矢委員 そういう特例は認めると法務局も言っているんですよ。ただ、建物を建てるとき

は、やはり建物が建っている土地表示を住居表示にしろという指導をされていると思いますが、何回言ってもわからなければ終わりにしますけれども、どうですか。

桜井土木課長 繰り返して申し訳ありません。私の中ではそういう事例は確認できません。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15 : 30)

再 開 (15 : 41)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。質疑を終結することに異議ありませんか。(あり・なし)

森島委員 私は、もう少し皆さん方のいろいろな意見がまだまとまっていないように思いますので、延会を諮っていただきたいと思います。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15 : 41)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15 : 46)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。ただいま、休憩中に延会の取り扱いについて自由討議により意見交換をさせていただきました。次回、2月中旬あたりに委員会を再開し、討論、採決をすることを前提に、各委員において表決できるよう整理していただくこととし、本日の審査は以上としたいと思います。これに異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(3) その他

星委員長 日程第3、その他についてを議題とします。その他、委員の皆さんの中で、ご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調整については、委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで延会します。

延 会 (15 : 48)